

保証委託約款

第1条（委託の範囲および契約の成立）

- 保証委託者（以下「委託者」という。）が、ぶきん保証株式会社（以下「保証会社」という。）に保証委託する保証債務の範囲は、株式会社武蔵野銀行（以下「銀行」という。）から借り入れる表記のローンの借入金、利息、損害金、その他一切のものを含みます。
- 前項の保証は、委託者が行った本契約の申し込みを保証会社が審査のうえ承諾した時に成立するものとします。ただし、本ローン契約が不成立の場合には、本契約は成立しなかったものとします。
- 第1項の保証は、委託者が銀行との間に締結している約定書（契約書、特約書等を含む。以下「原契約」という。）および委託者が保証会社との間に締結している契約書（以下「本約款」という。）の各条項によるものとします。

第2条（原債務の履行）

保証会社が保証した債務（以下「原債務」という。）については、委託者はその支払期日に必ず原債務を履行し、保証会社には何ら負担をかけません。

第3条（保証債務の履行）

- 委託者が銀行に対する債務の履行を遅滞したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、原債務の期限の到来の有無にかかわらず、保証会社は委託者および連帯保証人に対して通知、催告をしなくても、保証会社の任意の履行の方法、金額で弁済することができるものとします。
- 委託者および連帯保証人は、保証会社が弁済によって代位する権利を行使する場合には、委託者が銀行との間に締結した原契約のほか、本約款の各条項を適用されるものとします。

第4条（求償権）

保証会社が保証債務を履行したときは、委託者は保証会社の求償権について直ちに弁済するものとし、その範囲は次の各号すべてを含むものとします。

- 保証会社の保証債務の履行金額
- 保証会社の保証債務履行に要した費用の総額
- 保証会社の委託者に対する権利の行使もしくは債権の保全または担保の取立もしくは処分のために要した費用およびこの契約から生じた一切の費用（訴訟費用および弁護士費用を含む）
- 保証会社の委託者に対する上記金額を請求するために要した費用の総額
- 前各号の金額に対し、保証会社が弁済した日の翌日から支払済までの間の年14％の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金

第5条（求償権の事前行使）

- 委託者は、次の各号の事由が1つでも生じた場合には、保証会社から通知、催告がなくても保証会社に対する一切の債務について、当然に、保証会社に対してあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済するものとします。
 - 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生法手続開始、特別清算開始または裁判所の関与する債務整理手続の申立があったとき。
 - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 委託者または委託者の連帯保証人の預金その他銀行に対する債権または保証会社に対する金銭債権などについて仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - 委託者が自ら営業を廃止する等により支払を停止したとき。
 - 委託者が、住所変更の届出を怠るなど委託者の責めに帰すべき事由によって、保証会社に委託者の所在が不明になったとき。
- 委託者は、次の各号の事由が1でも生じた場合には、保証会社からの請求によって前項と同様に保証会社に対してあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済するものとします。
 - 委託者が、銀行または保証会社に対する債務の一部でも履行が遅延したとき。
 - 担保の目的物について、差押、または競売手続の開始があったとき。
 - 委託者が保証会社または銀行の取引約定に違反したとき。あるいは保証会社に虚偽の資料提供または報告を行ったとき。
 - 連帯保証人が、前項または本項の各号の一つでも該当したとき。
 - 委託者または連帯保証人が、第7条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - 前各号のほか保証会社の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 保証会社が前2項により求償権を行使する場合には、委託者は民法第461条にもとづく抗弁権を主張しないものとします。借入金債務または第4条の償還債務について担保がある場合にも同様とします。

第6条（弁済の充当順序）

委託者または連帯保証人の保証会社に対する弁済額が、この契約から生じる保証会社に対する求償債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当するものとします。

なお、委託者または連帯保証人について、保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第7条（反社会的勢力の排除）

- 委託者は、委託者または連帯保証人が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - 暴力団
 - 暴力団員
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - その他前各号に準ずる者
- 委託者は、委託者または連帯保証人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

第8条（中止・解約）

- 債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも保証会社はこの契約による取引を中止し、または解約することができるものとします。
- 前項により保証会社から中止または解約の通知を受けたときは、委託者は直ちに原債務の弁済その他必要な手続をとり、保証会社には負担をかけることはないものとします。

第9条（禁止事項）

委託者が銀行に対する原債務の履行を完了するまで、または保証会社に対する求償債務の履行が完了するまでは、委託者はあらかじめ保証会社の書面による承諾を得ないで下記各号に定める行為をしないものとします。

- 建物その他工作物の新築、増築、改築等担保物件の原状を変更する一切の行為をすること。
- 担保物件を第三者に譲渡し、またはその占有を第三者に移転（共同利用その他これに類する一切の行為を含む。）もしくは第三者のために担保権、用益権等の設定その他処分をすること。
- 保証会社は、前2項の変更がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生じるおそれがない場合は、これを承諾するものとします。

第10条（連帯保証）

- 連帯保証人は、本約款の各条項を承認のうえ、委託者が本契約によって負担する一切の債務を保証し、委託者と連帯して債務履行の責任を負います。
- 連帯保証人は、保証会社がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しないものとします。
- 連帯保証人がこの保証債務を履行した場合、代位によって保証会社から取得した権利は、委託者と保証会社との取引継続中は、保証会社の同意がなければこれを行使しないものとします。もし、保証会社の請求があれば、その権利または順位を保証会社に無償で譲渡するものとします。
- 連帯保証人が、委託者と保証会社との取引について、ほかに債務を保証している場合には、その保証はこの保証契約によって変更されないものとし、また、ほかに極度額の定めのある保証をしている場合には、その保証極度額にこの保証の額を加えるものとします。連帯保証人が委託者と保証会社との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。
- 連帯保証人が銀行に対し被保証債務の全部または一部を弁済した場合、連帯保証人は保証会社に対する求償権を有しないものとします。

第11条（求償権の担保）

- 委託者は、保証会社に対して将来負担することがあるべき求償債務を担保するため、保証会社の認める不動産に保証会社を権利者とする（根）抵当権を設定します。
- 前項の（根）抵当権については、本約款によるほか別に差し入れる（根）抵当権設定契約証書の各条項によるものとします。
- 委託者は、保証会社に差し入れた担保について、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは価格の下落等により担保価値の減少したとき、委託者または連帯保証人の信用状況の悪化等の債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、保証会社からの請求により、委託者は遅滞なくこの債務を保全しうる担保、連帯保証人をたて、またはこれを追加、変更するものとします。
- 保証会社に差し入れた担保について、必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格により保証会社において処分することができるものとします。

第12条（公正証書の作成）

委託者および連帯保証人は、保証会社から請求があるときは、直ちにこの契約による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成するために必要な手続をするものとします。このために要した費用については、委託者および連帯保証人が負担するものとします。

第13条（調査および通知）

- 委託者は、委託者の財産、経営、業況、収入等について保証会社から照会のあるときは、直ちにこれに応じ、帳簿閲覧等の調査に協力するものとします。
- 委託者は前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに通知して保証会社の指示に従うものとします。
- 委託者または連帯保証人が、その住所、氏名、電話番号、届出印、勤務先、その他届出事項に変更があったときは、委託者は直ちに書面によって保証会社に通知します。また、保証会社の求償権の行使に影響がある事態が生じたとき、または生じるおそれのあるときも同様とします。
- 前項の届出を怠ったため、銀行および保証会社からなされた通知または送付書類が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとします。

第14条（成年後見人等の届出）

- 委託者および連帯保証人は、家庭裁判所の審判により、後見・保佐・補助が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、保証会社に届け出るものとします。
- 委託者および連帯保証人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって、保証会社に届け出るものとします。
- 委託者および連帯保証人は、すでに後見・保佐・補助開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がされている場合も、前2項と同様に届け出るものとします。
- 委託者および連帯保証人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、書面によって、保証会社に届け出るものとします。
- 前4項の届出の前に生じた保証会社の損害については、保証会社の責に帰すべき事由を除き、委託者または連帯保証人が負担するものとします。

第15条（債権の譲渡）

委託者および連帯保証人は、保証会社が委託者または連帯保証人に対して有する債権を第三者に譲渡しても異議を述べないものとします。

第16条（免責事項）

委託者および連帯保証人は、この契約にかかる諸届その他の書類に使用された印影を、この契約書に押印の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類、印章等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、委託者の負担とし、保証会社は責任を負わないものとします。

第17条（信義則の原則）

本約款に定めのない事項については誠意をもってこれを処理するものとします。

第18条（取扱手数料・保証料の負担）

- 委託者は、銀行に対する借入金債務を保証会社に保証委託するにつき、取扱手数料および保証料を保証会社所定の料率、方法により支払うものとします。

なお、保証料を分割払いとする場合は、銀行を通じて支払うものとします。
- 原債務の返済期限が延長されるなどしたときは、委託者は保証会社の請求により、保証会社所定の保証料を追加して支払うものとします。

第19条（保証料の返戻・事務手数料）

- 保証会社は、委託者が銀行に対する借入金債務の全額または一部について繰り上げ返済を行った場合、または繰り上げ返済が伴わない期間の短縮を行った場合、借入当初に保証料を一括前払いしているときは、繰上返済金額または短縮された期間に対する未経過期間対応分の保証料（以下「戻し保証料」という。）を保証会社所定の計算方法により、保証会社所定の事務手数料を差し引いたうえ、返戻するものとします。ただし、保証会社は第3条第1項の保証債務の履行を行った場合は、この限りではないものとします。
- 戻し保証料が保証会社の事務手数料に満たない場合は、戻し保証料の金額を事務手数料とし、保証料の返戻は行わないものとします。

第20条（個人情報の取扱に関する同意）

委託者および連帯保証人は、別途定めのある「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意書」の内容に同意するものとします。

第21条（準拠法、管轄裁判所の合意）

- この契約およびこの契約にもとづく諸取引の契約準拠法は、日本法とします。
- 委託者および連帯保証人は、この契約から生じる権利義務に関する訴訟、調停および和解について、保証会社の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

以上